

居合道 段級位審査会 要 項

「感染症予防がトライン(令和6年9月1日)」により実施。

標記の審査会をつぎのとおり実施しますので、多数の方々が受審されたい。

1 期 日 令和8年3月15日(日) 午前9時30分 集 合 10時 開 会

2 審査会場 一般社団法人 静岡県剣道連盟「養浩館」(静岡市葵区宮前町355番地 TEL 054-263-5428)

3 主 催 一般社団法人 静岡県剣道連盟

4 審査方法 (1) 級位は実技のみ

段位は一次審査で次表の実技。二次審査で日本剣道形と学科を課す。但し初段は学科のみ(日本剣道形は二段以上に課す)

(2) 第一次審査合格者で第二次審査不合格の場合は、不合格科目のみ再受審できる。再受審の受審期間は不合格となった日から1年以内とし、回数は1回限りとする。

ただし、第一次審査合格者で第二次審査棄権者は、理由の如何を問わず第一次審査も不合格とする。

受審段級位	実 技 審 査
3 級	全剣連制定居合1～3本目(木刀の使用を認める)
2 級	全剣連居合の礼法及び制定居合1～3本目
1 級	全剣連居合の礼法及び制定居合1～5本目
初段～三段	全剣連制定居合から5本を指定
四段～五段	全剣連制定居合から4本を指定 古流1本
学 科	学科問題の中から、初段～三段は3問、四・五段は2問を当日、指定して出題する。 (学科問題は、地区連盟に配布のもの、県ホームページ『審査』にも掲載) ※日本語で解答できない受審者は、申込時に連絡すること。 ※外国語で解答する場合、学科の可否は後日となる場合があります。
日本剣道形	二段 1～5本目、三～五段 1～7本目 (剣道四段以上取得者は形免除) (二段を同一グループ、三～五段を同一グループとする。)

5 資 格 (1) 本県剣道連盟登録会員であり、次の経過年数を経た者。(経過年月数は暦月とし数え日としない)

(未登録者の受審料は下記 6により手続きを済ませること。)

受審段級位	経 過 年 数	年 令 ・ そ の 他
3 級	—	小学校4年生以上の者
2 級	3級合格後3ヶ月以上	小学校5年生以上の者
1 級	2級合格後3ヶ月以上	小学校6年生以上の者
初 段	1級合格後3ヶ月以上	満13才以上の者(審査日当日を基準とする)
二 段	令和7年3月31日以前に初段を取得した者(初段取得後1年以上)	
三 段	令和6年3月31日以前に二段を取得した者(二段取得後2年以上)	
四 段	令和5年3月31日以前に三段を取得した者(三段取得後3年以上)	
五 段	令和4年3月31日以前に四段を取得した者(四段取得後4年以上)	

①中学生においては3級と2級を同時に受審できる。2級不合格の場合3級を認定する。

②高校生(これに準ずる年令の者)においては2級と1級を同時に受審出来る。1級不合格の場合、2級を認定する。

③18才以上(高校生は不可)は1級と初段を同時に受審出来る。初段不合格の場合、1級を認定する。

尚、受審料及び合格者の証書料は、受審級(段)と前級の合計額とする。

(2) 永年国外居住等「特段の事由」による特例受審については地区剣道連盟に問合せること。

6 受審料・証書料・その他(未登録者) 次表のとおり

段 級 位	受 審 料	合格時納入額		そ の 他
		証 書 料	基本登録料	
3 級	1, 2 0 0 円	1, 6 8 0 円	有級者登録料 3, 2 4 0 円	※ 合格者は審査日から10日間以内に当日配付する 「払込取扱票」にて証書料及び基本登録料を 振込むこと。
2 級	1, 2 0 0 円	3, 3 5 0 円	※ 同時受審者は 級位合格時。	
1 級	2, 3 0 0 円	4, 4 0 0 円		
初 段	3, 4 0 0 円	7, 3 3 0 円	有段者登録料 4, 3 2 0 円	
二 段	4, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円		70歳以上は、証書料と基本登録料は半額 (年齢基準日は、審査日とする)
三 段	5, 6 0 0 円	1 4, 7 0 0 円		
四 段	6, 7 0 0 円	1 9, 8 0 0 円	高段者登録料 6, 4 8 0 円	
五 段	7, 8 0 0 円	3 7, 4 0 0 円		

7 申 込 み (1) 申し込み方法 受審を希望する者は自身の所属する地区連盟に申し込むこと。

- ① 直接県剣連下記審査事務担当者への申し込みはしない事。各地区連盟事務局一括申し込み以外は受け付けない。
- ② 締め切り後及び下記申込書の記入等不備の申し込みは一切受け付けない。(次回に受審のこと)

(2) 申込書 **※申込用紙は、県剣連ホームページ 書式・通知文ダウンロード→審査申込書からもダウンロードできます。**

- ① 所定用紙による。(剣道審査申込で使用する個人票は居合道審査会では当分の間使用しない)
- ② 氏名には必ずフリガナを付し、年令・男女別を正しく明記すること。(氏名の旧漢字等、正しく記入のこと)
- ③ 前段合格時と姓及び住所が変わった場合は、必ず旧姓及び旧住所も()で記入すること。
- ④ 前段合格の年月日、県剣連登録番号を必ず記入のこと。記入のない者、誤記入の者(虚偽となる)は無資格者として受審を認めない。(受審資格のない者が合格した場合は、合格を取り消し受審料その他の返還はしない)
- ⑤ 他府県からの転入者及び前段を他府県で受領した者は前段位の写しまたは、段位証明書を必ず提出し受領県名を記入すること。この手続きが無いものは申込書を受理しない。(合格まで受審の都度添付のこと)
- ⑥ 二次審査受審者は、申込用紙に「朱書」で二次審査、と空欄に明記すること。
- ⑦ 前段外国合格者は、全剣連事前調査がある為、所属地区連盟は速やかに県剣連事務局に問い合わせること。
- ⑧ 申込後に受審を取り消した場合は、受審料等の返還はしない。
- ⑨ 各段位ごと申込用紙を別にまとめること。(審査事務担当者が各段別にまとめ一覧表を作成する作業があるため)

(3) 地区連盟への申込締め切り日及び申込先住所

申込締め切り日 **令和8年1月29日(木)**

申込先 浜松剣道連盟

住 所 浜松市中央区鴨江3丁目64-21 Tel 053-451-1280

★ 駐車場は、護国神社の駐車場を借用する。利用者は社務所又は駐車係に初穂料として 500円を納入し駐車許可証を受領し、係の指示に従って駐車すること。尚、神社参拝者等、他利用者の迷惑とならぬ様に注意のこと。

【安全対策】

- ① 出場者は準備運動を十分に行うと共に、用具の点検をして、事故防止に万全を期すること。
- ② 事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして、救急車又は病院の手配をする。
- ③ 県剣連は参加者(受審者)全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復途上は含まない。
(加入する保険は事故の全てを保証するものではない。)
- ④ 事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は写しを持参すること。

【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は静岡県剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、広報)に公表することがある。

更に居合道普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

各 地 区 連 盟 へ の お 願 い

◎ 各地区連盟は、要項類を貴連盟傘下の該当者に、配布願います。

◎ 各地区連盟事務局は、特に1級受審者について1級のみ受審か、1級と初段同時かが判るよう1級と初段の両方を受審する人でも申込書は別々に作成してください。

◎ 各地区連盟事務局は、申し込みを取りまとめ、受審料を添えて

令和8年2月13日(金) 必着 で審査事務担当者に郵送してください。

送付先 居合道審査事務担当 〒424-0037 静岡市清水区袖師町 1188-22
齋藤公英宛 (Tel 054-365-0014)